

新潟県公安委員会規則第6号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月25日

新潟県公安委員会

委員長 小 熊 迪 義

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後				改 正 前			
別表				別表			
署名	名 称	位 置	所 管 区 域	署名	名 称	位 置	所 管 区 域
新潟 東警 察署	(略)			新潟 東警 察署	(略)		
	女池交 番	新潟市 中央区 女池南 3丁目	新潟市中央区のうち愛 宕1・2・3丁目、上 沼の一部（旧鳥屋野）、 大島、親松（旧太右エ 門新田を除く。）、神道 寺、神道寺1・2・3 丁目、神道寺南1・2 丁目、小張木、小張木 1・2・3丁目、桜木 町、鳥屋野、 <u>鳥屋野南 1・2・3丁目</u> 、鳥屋 野1・2・3・4丁目、 美咲町2丁目、女池、 女池1・2・3・4・ 5・6・7・8丁目、 女池上山1・2・3・ 4・5丁目、女池北1 丁目、女池神明1・2 ・3丁目、女池東1丁 目、女池西1・2丁目、 女池南1・2・3丁目、 和合町1・2・3丁目		女池交 番	新潟市 中央区 女池南 3丁目	新潟市中央区のうち愛 宕1・2・3丁目、上 沼の一部（旧鳥屋野）、 大島、親松（旧太右エ 門新田を除く。）、神道 寺、神道寺1・2・3 丁目、神道寺南1・2 丁目、小張木、小張木 1・2・3丁目、桜木 町、鳥屋野、鳥屋野1 ・2・3・4丁目、美 咲町2丁目、女池、女 池1・2・3・4・5 ・6・7・8丁目、女 池上山1・2・3・4 ・5丁目、女池北1丁 目、女池神明1・2・ 3丁目、女池東1丁目、 女池西1・2丁目、女 池南1・2・3丁目、 和合町1・2・3丁目
	(略)				(略)		
(略)				(略)			
江南 警察 署	(略)			江南 警察 署	(略)		
	大江山 駐在所	<u>新潟市 江南区 大淵</u>	新潟市江南区のうち江 口、大淵、蔵岡、笹山、 三百地、直り山、西野、 細山、松山 新潟市東区のうち江 口、西野		大江山 駐在所	<u>新潟市 江南区 大淵</u>	新潟市江南区のうち江 口、大淵、蔵岡、笹山、 三百地、直り山、西野、 細山、松山 新潟市東区のうち江 口、西野
	(略)				(略)		
新潟	(略)			新潟	(略)		

北警察署	岡方駐在所	新潟市北區森下	新潟市北區のうち大久保、大瀬柳、大迎、十二、十二前、すみれ野4丁目、太子堂、高森、高森新田、長戸呂、長戸呂新田、灰塚、平林、 <u>三ツ屋</u> 、森下、山飯野
	(略)		
佐渡西警察署	(略)		
	吉井駐在所	佐渡市三瀬川	佐渡市のうち三瀬川、水渡田、大和、吉井、吉井本郷、 <u>金井新保</u> 、貝塚、安養寺、千種の一部(字西片)
	(略)		
	羽茂駐在所	佐渡市羽茂本郷	佐渡市のうち羽茂飯岡、 <u>羽茂大石</u> 、 <u>羽茂大崎</u> 、 <u>羽茂大橋</u> 、 <u>羽茂上山田</u> 、 <u>羽茂亀脇</u> 、 <u>羽茂小泊</u> 、 <u>羽茂三瀬</u> 、 <u>羽茂滝平</u> 、羽茂本郷、 <u>羽茂村山</u>
(略)			
(略)			
新発田警察署	(略)		
	聖籠交番	北蒲原郡聖籠町大字諏訪山	聖籠町のうち大字上大谷内、亀塚、三賀、次第浜、諏訪山、大夫、道賀新田、二本松、別條、真野、丸潟、桃山、山倉、大夫興野(東港交番の所管区域を除く。)、蓮野(東港交番の所管区域を除く。)、藤寄(東港交番の所管区域を除く。)、網代浜(東港交番の所管区域を除く。)、蓮潟(東港交番の所管区域を除く。)
村上警察署	(略)		
	猿沢駐在所	村上市猿沢	村上市のうち猿沢、川端、檜原、板屋越、鶴渡路、上野、下中島、寺尾、宮ノ下、関口、黒田、塩野町、小須戸、松岡、早稲田、荒沢、 <u>蒲萄</u> 、大須戸、高根、北大平
	(略)		
(略)			

北警察署	岡方駐在所	新潟市北區森下	新潟市北區のうち大久保、大瀬柳、大迎、十二、十二前、すみれ野4丁目、太子堂、高森、高森新田、長戸呂、長戸呂新田、灰塚、平林、 <u>三ツ谷</u> 、森下、山飯野
	(略)		
佐渡西警察署	(略)		
	吉井駐在所	佐渡市三瀬川	佐渡市のうち三瀬川、水渡田、大和、吉井、吉井本郷、 <u>北新保</u> 、貝塚、安養寺、千種の一部(字西片)
	(略)		
	羽茂駐在所	佐渡市羽茂本郷	佐渡市のうち飯岡、大石、 <u>大崎</u> 、 <u>大橋</u> 、 <u>上山田</u> 、 <u>亀脇</u> 、 <u>小泊</u> 、 <u>三瀬</u> 、 <u>滝平</u> 、羽茂本郷、 <u>村山</u>
(略)			
(略)			
新発田警察署	(略)		
	聖籠交番	北蒲原郡聖籠町大字諏訪山	聖籠町のうち大字上大谷地、亀塚、三賀、次第浜、諏訪山、大夫、道賀新田、二本松、別條、真野、丸潟、桃山、山倉、大夫興野(東港交番の所管区域を除く。)、蓮野(東港交番の所管区域を除く。)、藤寄(東港交番の所管区域を除く。)、網代浜(東港交番の所管区域を除く。)、蓮潟(東港交番の所管区域を除く。)
村上警察署	(略)		
	猿沢駐在所	村上市猿沢	村上市のうち猿沢、川端、檜原、板屋越、鶴渡路、上野、下中島、寺尾、宮ノ下、関口、黒田、塩野町、小須戸、松岡、早稲田、荒沢、 <u>蒲萄</u> 、大須戸、高根、北大平
	(略)		
(略)			

秋葉警察署	(略)		
	下新駐在所	新潟市秋葉区下新	新潟市秋葉区のうち安部新、安養寺、市新、浦沢、大関、岡田、金屋、北、小口、下条、下新、 <u>新郷屋</u> 、大安寺、田屋、次屋、羽下、東金沢、船越、牧ヶ鼻、六郷
(略)			
(略)			
新潟南警察署	(略)		
	大通駐在所	新潟市南区大通南1丁目	新潟市南区のうち大通1・2丁目、大通黄金1・2・3・4・5・6・7丁目、大通西、 <u>大通南1・2・3・4・5・6丁目</u> 、上塩俵の一部、北田中の一部、下塩俵(塩俵団地)の一部、鷺ノ木新田の一部
(略)			
西蒲警察署	(略)		
	西川交番	新潟市西蒲区曾根	新潟市西蒲区のうち卯八郎受(旧西川町)、浦村、大潟、大潟村古新田受、大関、押付、貝柄、貝柄新田、川崎、熊潟新田、桑山、真田、三角野新田、下山、鮎、善光寺、善光寺村受、曾根、天竺堂、中島、西汰上、旗屋、旗屋村受、兵右衛門新田、平野、堀上新田、槇島、升岡、松崎、矢島、與兵衛野新田、 <u>升潟</u>
(略)			
燕警察署			
	燕駅前交番	(略)	(略)
	(略)		
吉田交番	燕市吉田春日	新潟市のうち吉田栄町、吉田水道町、吉田東栄	

秋葉警察署	(略)		
	下新駐在所	新潟市秋葉区下新	新潟市秋葉区のうち安部新、安養寺、市新、浦沢、大関、岡田、金屋、北、小口、下条、下新、 <u>新興野</u> 、大安寺、田屋、次屋、羽下、東金沢、船越、牧ヶ鼻、六郷
(略)			
(略)			
新潟南警察署	(略)		
	大通駐在所	新潟市南区大通南1丁目	新潟市南区のうち大通1・2丁目、大通黄金1・2・3・4・5・6・7丁目、大通西、 <u>大通南1・2・3・4・5丁目</u> 、上塩俵の一部、北田中の一部、下塩俵(塩俵団地)の一部、鷺ノ木新田の一部
(略)			
西蒲警察署	(略)		
	西川交番	新潟市西蒲区曾根	新潟市西蒲区のうち卯八郎受(旧西川町)、浦村、大潟、大潟村古新田受、大関、押付、貝柄、貝柄新田、川崎、熊潟新田、桑山、真田、三角野新田、下山、鮎、善光寺、善光寺村受、曾根、天竺堂、中島、西汰上、旗屋、旗屋村受、兵右衛門新田、平野、堀上新田、槇島、升岡、松崎、矢島、與兵衛野新田
(略)			
燕警察署	署所在地		燕市のうち栗生津、下栗生津、高木、上河原、野本、溝、溝古新、田中新、吉田西太田の一部(一般国道116号の東側の地域)
	燕駅前交番	(略)	(略)
	(略)		
吉田交番	燕市吉田春日	新潟市のうち吉田栄町、吉田水道町、吉田東栄	

		町	町、吉田日之出町、吉田春日町、吉田浜首町、吉田弥生町、吉田神明町、吉田幸町、吉田寿町、吉田堤町、吉田松岡町、吉田新町、吉田旭町1・2・3・4丁目、吉田東町、吉田学校町、吉田下町、吉田中町、吉田上町、吉田新田町、吉田大保町、吉田曙町、吉田神田町、吉田若生町、吉田文京町、吉田、吉田宮小路、吉田本所、吉田鴻巣、吉田本町、吉田吉栄、吉田法花堂、吉田下中野、吉田西太田、吉田浜首、吉田松岡新田、吉田矢作、 <u>粟生津、下粟生津、高木、上河原、野本、溝、溝古新、田中新</u>
		(略)	
	(略)		
長岡警察署	(略)		
	越路交番	長岡市浦	長岡市のうち来迎寺、朝日、浦、神谷、釜ヶ島、飯島、篠花、越路中沢、越路中島、岩野(通称仲島を除く。)、西野(通称泉島を除く。)、飯塚、沢下条、岩田、不動沢、 <u>飯島善兵衛古新田</u>
	(略)		
	亀貝町駐在所	長岡市亀貝町	長岡市のうち亀貝町、稲葉町、稲保1・2・4丁目、富島町、小曾根町、永田町、新保町、 <u>新保6丁目</u> 、堀金町、永田1・2・3・4丁目、宮下町
	(略)		
(略)			
十日町警察署	十日町駅前交番	<u>十日町市旭町</u>	十日町市のうち5番地から1303番地2、子、丑、寅(甲、乙)、卯、辰(甲、乙)、巳(甲、乙)、午、未(甲、乙)、

		町	町、吉田日之出町、吉田春日町、吉田浜首町、吉田弥生町、吉田神明町、吉田幸町、吉田寿町、吉田堤町、吉田松岡町、吉田新町、吉田旭町1・2・3・4丁目、吉田東町、吉田学校町、吉田下町、吉田中町、吉田上町、吉田新田町、吉田大保町、吉田曙町、吉田神田町、吉田若生町、吉田文京町、吉田、吉田宮小路、吉田本所、吉田鴻巣、吉田本町、吉田吉栄、吉田法花堂、吉田下中野、吉田西太田 (<u>一般国道116号の東側の地域を除く。</u>)、吉田浜首、吉田松岡新田、吉田矢作
		(略)	
	(略)		
長岡警察署	(略)		
	越路交番	長岡市浦	長岡市のうち来迎寺、朝日、浦、神谷、釜ヶ島、飯島、篠花、越路中沢、越路中島、岩野(通称仲島を除く。)、西野(通称泉島を除く。)、飯塚、沢下条、岩田、不動沢、 <u>飯島善兵衛古新田</u>
	(略)		
	亀貝町駐在所	長岡市亀貝町	長岡市のうち亀貝町、稲葉町、稲保1・2・4丁目、富島町、小曾根町、永田町、新保町、堀金町、永田1・2・3・4丁目、宮下町
	(略)		
(略)			
十日町警察署	十日町駅前交番	<u>十日町市丑</u>	十日町市のうち5番地から1303番地2、子、丑、寅(甲、乙)、卯、辰(甲、乙)、巳(甲、乙)、午、未(甲、乙)、

申甲、酉(甲、乙)、戌、亥(甲、乙)、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、住吉町、下川原町、南新田町1・2・3丁目、河内町、千歳町1・2・3丁目、寿町1・2・3・4丁目、山本町、山本町1・2・3・4・5丁目、宮田町、錦町1・2丁目、美雪町1・2・3丁目、妻有町西1・2・3丁目、妻有町東1・2丁目、明石町、新座甲、新座乙(蕨平、上田原、三ッ山を除く。)、四日町新田、四日町、尾崎(太子堂を除く。)、川治、川治(乙、丙、丁)、山本、北新田、城之古、高山、高山(乙、丙)、八箇(甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛)、中新田、村山新田、大黒沢、小黒沢、泉、宇都宮、春日、中条の一部(五軒新田、入山)、伊達の一部(伊達本村)、高田町1・2・3丁目、丸山町、稲荷町1・2・3丁目、稲荷町3丁目北、稲荷町3丁目南、千代田町、本町1丁目上、本町西1丁目、袋町東、袋町中、袋町西、栄町、昭和町1・2・3・4丁目、本町1丁目下、本町東1丁目、本町2・3・4・5丁目、宮下町東、宮下町西、諏訪町、神明町、関口樋口町、水野町、若宮町、西本町2・3丁目、西寺町、七軒町、泉町、加賀糸屋町、駅通り、西浦町東、旭町、西浦町西、稲荷町3丁目東、田中町東、田中町西、田中町本通り、上川町、

申甲、酉(甲、乙)、戌、亥(甲、乙)、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、住吉町、下川原町、南新田町1・2・3丁目、河内町、千歳町1・2・3丁目、寿町1・2・3・4丁目、山本町、山本町1・2・3・4・5丁目、宮田町、錦町1・2丁目、美雪町1・2・3丁目、妻有町西1・2・3丁目、妻有町東1・2丁目、明石町、新座甲、新座乙(蕨平、上田原、三ッ山を除く。)、四日町新田、四日町、尾崎(太子堂を除く。)、川治、川治(乙、丙、丁)、山本、北新田、城之古、高山、高山(乙、丙)、八箇(甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛)、中新田、村山新田、大黒沢、小黒沢、泉、宇都宮、春日、中条の一部(五軒新田、入山)、伊達の一部(伊達本村)、高田町1・2・3丁目、丸山町、稲荷町1・2・3丁目、稲荷町3丁目北、稲荷町3丁目南、千代田町、本町1丁目上、本町西1丁目、袋町東、袋町中、袋町西、栄町、昭和町1・2・3・4丁目、本町1丁目下、本町東1丁目、本町2・3・4・5丁目、宮下町東、宮下町西、諏訪町、神明町、関口樋口町、水野町、若宮町、西本町2・3丁目、西寺町、七軒町、泉町、加賀糸屋町、駅通り、西浦町東、旭町、西浦町西、稲荷町3丁目東、田中町東、田中町西、田中町本通り

			田川町1・2・3丁目、 学校町1・2丁目、川 原町				
	(略)				(略)		
柏崎 警察 署	柏崎駅 前交番	柏崎市 駅前1 丁目	柏崎市のうち東本町1 丁目、西本町1・2・ 3丁目、駅前1・2丁 目、新橋、鏡町、錦町、 日石町、柳橋町、幸町、 宝町、田中、大久保1 ・2丁目、若葉町、剣 野町、城東1・2丁目、 元城町、宮場町、関町、 米山台1・2・3・4 丁目、米山台東、東港 町、西港町、三島町、 穂波町、緑町、赤坂町、 中浜1・2丁目、番神 1・2丁目、寿町、南 光町、常盤台、三島西、 大字劔野、枇杷島	柏崎 警察 署	柏崎駅 前交番	柏崎市 駅前1 丁目	柏崎市のうち東本町1 丁目、西本町1・2・ 3丁目、駅前1・2丁 目、新橋、鏡町、錦町、 日石町、柳橋町、幸町、 宝町、田中、大久保1 ・2丁目、若葉町、剣 野町、城東1・2丁目、 元城町、宮場町、関町、 米山台1・2・3・4 丁目、米山台東、東港 町、西港町、三島町、 穂波町、緑町、赤坂町、 中浜1・2丁目、番神 1・2丁目、寿町、南 光町、常盤台、三島西、 大字劔野、枇杷島
	(略)				(略)		
(略)				(略)			
妙高 警察 署	(略)			妙高 警察 署	(略)		
	新井南 駐在所	妙高市 大字小 原新田	妙高市のうち大字上堀 之内、除戸、下濁川、 巻淵、大貝、上濁川、 和屋、中横山、大下、 木成、小濁、上馬場、 上小沢、大濁、坪山、 小局、東菅沼、猿橋、 長沢原、長沢、東関、 楡島、上平丸、下平丸、 大沢新田、小原新田、 大原新田		新井南 駐在所	妙高市 大字小 原新田	妙高市のうち大字上堀 之内、除戸、下濁川、 巻淵、大貝、上濁川、 和屋、中横山、大下、 木成、小濁、上馬場、 上小沢、大濁、坪山、 小局、東菅沼、猿橋、 長沢原、長沢、東関、 楡島、上平丸、下平丸、 大沢新田、小原新田、 大原新田
	(略)				(略)		

附 則

この規則中別表燕警察署の部の改正は平成28年4月1日から、その他の改正は公布の日から施行する。